

町有地売払一般競争入札  
実施要領  
(令和8年度)

入札に参加を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握した上で入札にご参加ください。

朝日町 総務課

## 目 次

	ページ
◆ 旧南保育園用地売払一般競争入札のご案内 . . . . .	2
◆ 町有地売払（一般競争入札）の流れ . . . . .	3
1 現地見学会 . . . . .	4
2 入札参加の申込み . . . . .	4
3 入札 . . . . .	6
4 契約の締結 . . . . .	10
5 売買代金の支払い . . . . .	11
6 所有権の移転登記 . . . . .	12
7 公租公課等 . . . . .	12
8 その他の注意事項 . . . . .	12
9 個人情報について . . . . .	13

## 旧南保育園用地売払一般競争入札のご案内

朝日町は、旧南保育園用地を一般競争入札で売払います。この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、この「実施要領」をよくお読みになった上でお申込みください。

なお、一般競争入札による町有地の売払いは、朝日町があらかじめ定めた価格（以下「予定価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

### 【令和8年度 売払物件】

物件 番号	物件所在地	土地の地目 建物の種類・構造	面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)	備考
1	〔土地〕 朝日町大字柿字元田 1067番	宅地	687.60	24,900,000	旧南保育園
	1068番	宅地	697.52		
	1069番3	宅地	227.10		
	〔建物〕 朝日町大字柿字元田 1067番	校舎	492.92		
	1068番	鉄筋コンクリート造			
家屋番号： 1067番	陸屋根平家建				

## 町有地売払（一般競争入札）の流れ

1 現地見学会	<p>令和8年7月23日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札物件を現地で確認していただきます。</li> </ul>
▼	
2 参加申込み	<p>受付期間：令和8年7月13日（月）から 令和8年7月31日（金）まで</p> <p>受付時間：午前9時00分から午後4時30分</p> <p>受付場所：朝日町役場 総務課</p> <p>※電話、FAX、電子メールでの申し込みはできません。</p>
▼	
3 入札	<p>日時：令和8年8月18日（火） 午前10時00分から</p> <p>場所：朝日町役場 2階 大会議室</p> <p>※入札保証金として、入札日の受付時に入札価格の100分の5以上に相当する額を保証小切手で納付してください。</p>
▼	
4 契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年8月25日（火）までに町有財産売買仮契約の締結を行っていただき、議会の議決（9月10日頃）を経た後に本契約を締結していただきます。</li> </ul>
▼	
5 契約金額の納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結時に契約金額を納付していただきます。ただし、売買契約締結時に契約金額の<u>100分の10以上に相当する額</u>の契約保証金を納付していただいた場合は、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納付することができます。</li> </ul>
▼	
6 所有権移転登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権は、契約金額の支払いが完了したときに移転します。なお、登録の手続きは、町が行います。</li> <li>・ 登録免許税、所有権の移転に要する費用は、落札者の負担となります。</li> </ul>

## 1 現地見学会

### 1. 現地見学会の開催

【開催日時】 令和8年7月23日（木）

午前10時00分から午前10時30分（雨天決行）

- (1) 現地見学会への参加は任意です。
- (2) 現地において物件の位置・形状・現況をご確認いただきます。
- (3) 見学会に参加されない場合でも、物件について十分理解した上で入札したものとみなされます。
- (4) 物件の引渡しは現状有姿で行いますので、見学会に参加されない場合は、必ず各自で現地を確認してください。なお、見学会以外の日時では、敷地外からのみ現地を確認できます。

### 2. 現地見学会の参加申込み

【申込期限】 令和8年7月17日（金） 午後4時30分まで

※申込みがなかった場合は、現地見学会を行いません。

【申込方法】 電話または来庁

【申込先】 朝日町役場 総務課

(TEL) 059-377-5651

## 2 入札参加の申込み

### 1. 入札参加資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず申込みしていただけます。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。
  - ① 入札日において18歳未満の者
  - ② 売払物件を契約上の条件に反して利用しようとする者
  - ③ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ④ 朝日町の行った普通財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から入札日時時点で2年を経過していない者  
(ア) 一般競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (イ) 落札者が町との契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (ウ) 正当な理由がなく町との契約を履行しなかった者
  - ⑤ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する町職員
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- (3) 申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。審査の結果、入札参加資格がないと判断された場合は、町有地売払一般競争入札不参加決定書(様式第3号)により通知します。

## 2. 入札参加申込み

### (1) 提出書類等

書類名	提出数	備考
町有地売払一般競争入札参加申込書(様式第1号)	2通	・ 指定様式 ・ 必要事項を記載し、実印を押印すること
誓約書(様式第2号)	1通	・ 指定様式
履歴事項全部証明書(原本) ※法人のみ	1通	・ 発行日から3か月以内のもので、現状を反映しているもの
住民票抄本(原本) ※個人のみ	1通	・ 発行日から3か月以内のもので、現状を反映しているもの ・ 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
印鑑登録証明書	1通	・ 発行日から3か月以内のもので、現状を反映しているもの

### (2) 申込書の受付

【受付期間】 令和8年7月13日(月) から令和8年7月31日(金)  
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

【受付時間】 午前9時00分から午後4時30分

【受付場所】 〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地  
朝日町役場 総務課

### (3) 申込方法

入札参加希望者は、入札参加申込書等の必要書類を受付期間内に受付場所への持参または郵送により提出してください。

※ 郵送の場合、受付期間内に必着とします。簡易書留やレターパック等、到着

確認が可能な方法で送付してください。

- ※ 申込書類に不備があり、受付期間に間に合わない場合や期限を過ぎて到着した場合は無効となります。記入内容や添付書類を十分に確認し、余裕をもって提出してください。

#### (4) 申込みにあたっての留意事項

- ① 入札参加申込書等の様式は、受付場所で配布するほか、町のホームページからダウンロードすることもできます。
- ② 電話、FAX、電子メールでの申込みはできません。
- ③ 提出された書類の返却はいたしません。
- ④ 申込受付後、申込書に町の受付印を押印し、1通を申込者に返却しますので、大切に保管し、**入札時に持参してください。**郵送にて提出された場合は、受付後に町の受付印を押印した申込書を申込者に返送します。
- ⑤ 入札参加申込後、入札参加を辞退する場合は、入札当日までに書面で「入札参加辞退届（様式は問いません）」を提出願います。

## 3 入札

### 1. 入札日時等

【入札日】令和8年8月18日（火）

【開始時刻】午前10時00分から

【入札場所】朝日町役場 2階 大会議室

※郵送による入札は行いません。

### 2. 入札の受付

- (1) 入札当日の受付は、**入札開始時刻の1時間前**から行います。
- (2) 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- (3) 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、早めにお越しください。
- (4) 入札会場の都合により、入室できる方は1申込者あたり2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

### 3. 当日持参していただくもの

- (1) 町有地売払一般競争入札参加申込書（町の受付印が押印されているもの）
- (2) 入札書（様式第4号）
- (3) 入札保証金（「4. 入札保証金の納付」の項を参照してください。）

- (4) 委任状（様式第5号）（代理の方が入札に参加される場合）
- (5) 印鑑（実印）
- (6) 筆記用具
- (7) 本書「町有地売払一般競争入札実施要領」
- (8) 200円の収入印紙

#### 4. 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方は、入札日の受付時に入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5以上に相当する額を納付してください。

<p>【入札保証金の計算例】 &lt;予定価格 30,000,000円&gt;</p> <p style="text-align: center;">(入札しようとする金額)                      (入札保証金の額)</p> <p style="text-align: center;"><math>30,000,000円 \times 5 / 100 = 1,500,000円</math></p>
--

- (3) 入札保証金は、保証小切手（次頁見本参照）で納付してください。引き換えに「入札保証金預り書」を交付させていただきます。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後に「入札保証金預り書」と引換にお返しします。その際に、還付を受けたことを証するため、「入札保証金受取書」に署名押印していただき、200円の収入印紙を貼付していただきます。（非課税法人及び個人で非営業の場合は除きます。）  
また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金、又は契約金額に充当します。なお、入札保証金に利子を付しません。
- (5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき又は落札後に入札参加資格がないことが判明し、その入札が無効になった場合は、入札保証金をお返ししません。

#### 【保証小切手の見本】

入札保証金は、保証小切手で納付されるようお願いいたします。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。一般には、金融機関に持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要になります。

保証小切手を作成される場合には、この用紙を金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振出してもらうようにしてください。



- ② 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
- ③ 所定の入札書によらない入札
- ④ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札書による入札
- ⑤ 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札書により代理人  
がした入札
- ⑥ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名若しくはその他主要部分が識別し難  
い入札書による入札
- ⑦ 入札保証金を納付していない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以  
上の額に達しない者が行った入札
- ⑧ 入札金額を訂正した入札書による入札
- ⑨ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合
- ⑩ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入  
札
- ⑪ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑫ 町有地売払一般競争入札実施要領に違反した入札
- ⑬ 入札金額が予定価格未満の額の入札

## 7. 開札・落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者又は代理人の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、朝日町が定める  
予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とします。
  - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。こ  
の場合において、当該入札者又は代理人はくじを辞退することはできません。
- (3) 売却決定額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行います。
- (4) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）  
及び金額を入札者にお知らせします。

## 8. 再度の入札

今回の入札は、予定価格を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいな  
い場合でも再度の入札は行いません。

## 9. 入札結果の公開

入札物件について、参加者全員の入札額（落札額を含む）及び落札者名を町のホー  
ムページ等で公開します。また、落札者が法人の場合には、住所及び連絡先（電話番  
号、担当部署等）も公開します。

## 10. 入札の中止

- (1) 入札に参加しようとする者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 上記の場合において、入札のために要した費用を朝日町に請求することはできません。

## 4 契約の締結

### 1. 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年8月25日（火）までに買受人として町有財産売買仮契約の締結を行っていただきます。
- (2) 落札者が、正当な理由なく上記（1）の期日までに仮契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。その場合、お預かりした入札保証金はお返ししません。
- (3) 仮契約締結後、議会の議決を経た後に本契約を締結していただきます。ただし、議会の承認が得られなかった場合、本契約は締結せず、入札保証金を返還します。
- (4) 町有財産売買契約書は2部作成し、契約書の1通（町保有用）には契約金額に相応する収入印紙を落札者の負担により貼付してください。  
※契約書に貼付する印紙代  
(参考)  
契約金額が1千万円を超え5千万円以下の場合・・・2万円  
契約金額が5千万円を超え1億円以下の場合・・・6万円  
契約金額が1億円を超え5億円以下の場合・・・10万円
- (5) 落札者が落札した売払物件について、「2. 契約上の条件」に違反し、又は公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、売買契約を締結しません。

### 2. 契約上の条件

- (1) 売買契約には、次の土地利用条件を付します。
  - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗

関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供してはならないこと。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物を処理するための用途に供しないこと。
- ④ 町は、本要領に規定する落札者の義務の履行状況について必要があると認めるときは、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、落札者は、町の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を正当な理由なくして怠ってはならない。

- (2) 売払物件の売買契約又は売払物件の所有権を第三者に移転する場合は、上記の条件を継承しなければなりません。

### 3. 危険負担

落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免若しくは免除を請求することはできません。

## 5 売買代金の支払い

### 1. 売買代金の支払い

- (1) 売買代金の支払方法は、次の方法のいずれかによります。
  - ① 町有財産売買本契約の締結と同時に、契約金額を全額納付してください。なお、入札保証金は契約金額に充当しますので、契約締結時には契約金額から入札保証金を差し引いた差額を、町が発行する納入通知書により納付してください。この場合、契約保証金は不要となります。
  - ② 町有財産売買本契約の締結と同時に、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する額）を納付してください。なお、入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金から入札保証金を差し引いた差額を、町が発行する納入通知書により納付してください。契約金額から契約保証金を差し引いた残額は、本契約締結日の翌日から起算して30日以内に町が発行する納入通知書により納付していただくこととなります。
- (2) 契約保証金には利子は付けません。
- (3) 本契約締結後、契約金額を契約締結の日から起算して30日以内に納付しな

い場合、又は契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金をお返ししません。

## 6 所有権の移転登記

### 1. 所有権の移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、契約金額を完納したときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、契約金額完納後に町が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。契約締結の際に、所有権移転登記に必要な金額の収入印紙を持参してください。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

## 7 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税、契約金額完納後の公租公課その他の経費は、**落札者の負担**となります。

## 8 その他の注意事項

### 1. その他の注意事項

- (1) 旧南保育園の建物を含む売払物件は現状有姿で引き渡します。境界確認は落札者が行い、境界立会に関する費用は落札者負担とします。
- (2) 建物内の残置物や設備の状態について、町は一切の保証を行いません。必要に応じた解体・撤去費用はすべて落札者負担です。見学会に参加されない場合も、現状有姿での引渡しとなることを十分ご承知の上で入札してください。
- (3) 建物を建築する場合は、都市計画法、建築基準法および県・町条例に基づく指導や開発負担金の支払いなどが必要となる場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (4) 当物件は、文化財保護法に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内です。将来的に土木工事や建築など、土地の掘削を伴う工事を行う場合には、文化財保護法に基づく届出が必要となります。協議結果によっては、調査等が必要となる場合があります、工事期間等に影響することがありますので、入札参加

者は現況を十分把握したうえで入札してください。

- (5) 落札物件に隠れ瑕疵があったとしても、町はその責めを負いません。
- (6) 落札物件の利用にあたっては法令等の規制を遵守し、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治区および周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めてください。
- (7) 落札物件にある構造物の撤去については、町は一切行いません。
- (8) 入札及び契約保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- (9) この要領に定めのない事項は、朝日町会計規則その他会計法規の定めるところによる。

## 9 個人情報について

入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。